

# 第4次

## 東かがわ市人権教育・啓発に関する 基本計画

# はーとふるプラン

2026(令和8)年度～2030(令和12)年度



ハートラ トラッピー  
東かがわ市人権キャラクター

2026(令和8)年4月  
東かがわ市

# はじめに

## つながる未来を ともに創るまち 東かがわ

東かがわ市は、市民一人ひとりが人権尊重のまちづくりの主人公となり、「輝く笑顔と希望に満ち溢れたまちづくり」をめざして、人権意識の高揚を図る教育・啓発活動に積極的に取り組んでいます。

本市では、2003(平成15)年12月に「人権尊重都市」の宣言を行い、2017(平成29)年6月に「東かがわ市人権擁護の推進に関する条例」を制定し、2021(令和3)年3月には「第3次東かがわ市人権教育・啓発に関する基本計画」を策定し、総合的かつ計画的に人権施策を推進しております。

しかしながら、現在も差別や偏見によるさまざまな人権侵害が発生し、その内容も多様化・複雑化していることから、社会情勢の変化における人権課題への対応が求められています。

これら社会情勢を鑑み、今回の「第4次東かがわ市人権教育・啓発に関する基本計画」では、多様化する人権問題と社会情勢の変化に対応するため、計画・内容の見直しを行い、具体的な取り組みを推進していけるよう指針を打ち出しました。市民の皆様一人ひとりが人権問題を自分自身のことと捉え、多様な価値観を認め合い、支え合う人権尊重のまちづくりについて努力してまいりますので、皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、策定にあたり、意識調査にご協力いただきました市民の皆様、専門的な見地からご意見をいただきました東かがわ市人権擁護審議会委員の皆様には心よりお礼申し上げます。

2026(令和8)年4月



東かがわ市長 上村 一郎

## 目 次

### 1 人権をめぐる動き

(1) 国際社会における取組	-----	1
(2) 国における取組	-----	1
(3) 県における取組	-----	2

### 2 計画の基本的な考え方

(1) 計画策定の趣旨	-----	3
(2) 基本計画の性格と位置づけ	-----	3
(3) 基本計画の概念図	-----	4

### 3 人権教育・啓発の推進

(1) 人権行政の推進	-----	5
(2) 人権教育・啓発の推進		
①人権教育	-----	6
②人権啓発	-----	8
(3) 隣保館事業	-----	12

### 4 個別の人権課題への対応

(1) 性による差別	-----	14
(2) 子ども	-----	18
(3) 高齢者	-----	21
(4) 障がい者	-----	24
(5) 部落差別（同和問題）	-----	27
(6) 外国人	-----	31
(7) インターネットによる人権侵害	-----	34
(8) 性的少数者（L G B T Q + ）	-----	36
(9) その他の人権課題	-----	39

## 5 特定の職業に従事する者に対する人権教育・啓発の推進

(1) 市職員	-----	4 2
(2) 保育関係者・教職員	-----	4 2
(3) 医療関係者	-----	4 2
(4) 福祉関係者	-----	4 2
(5) 市議会議員	-----	4 3
(6) マスメディア関係者	-----	4 3
(7) 消防職員など	-----	4 3

## 6 計画の推進における各部局の取組

(1) 各部局	-----	4 4
(2) 各部局における取組内容	-----	4 4
(3) 成果指標（目標数値）	-----	4 9

### (資料編)

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律	-----	5 4
障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律	-----	5 6
本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律	-----	6 3
部落差別の解消の推進に関する法律	-----	6 5
東かがわ市人権擁護の推進に関する条例	-----	6 6
個別の人権課題における主な法律名などの抜粋	-----	6 7
東かがわ市人権擁護審議会委員（策定時）	-----	7 4
人権尊重都市宣言	-----	7 5

# 1 人権をめぐる動き

## (1) 国際社会における取組

人権とは、誰もが生まれながらにして持っている自分らしく生きる権利で、個人の尊厳に基づく、誰からも侵されることのない固有の権利であり、すべての人々が個人としての生存と自由を確保し、幸福を追求するために等しく保障される権利です。

1945（昭和20）年に人種、性、言語及び宗教による差別をなくすなどを目的として「国際連合(国連)」が設立され、1948（昭和23）年に「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利について平等である」とする「世界人権宣言」が採択され、「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ尊厳と権利とについて平等である」ことを明らかにしました。

それ以降も国連は「人種差別撤廃条約」、「国際人権規約」、「女子差別撤廃条約」、「児童の権利に関する条約」、「障害者の権利に関する条約」など多くの人権に関する条約や宣言を採択するとともに、人権が尊重される世界の実現をめざしてきました。

また、世界的な規模での人権教育を推進するための「人権教育のための国連10年」の終了後も継続して効果的な人権教育を実施していくために、2005（平成17）年から「人権教育のための世界計画」を策定し、終了期限を設けず5年ごとの段階を設けて行動計画を策定しています。

第1段階では、初等・中等教育における人権教育、第2段階では高等教育における人権教育及び教員、教育関係者、公務員等のための人権研修、第3段階はこれまでの取組の強化とメディア関係者及びジャーナリストの人権研修、第4段階は若者への人権教育を通じたエンパワメントに焦点を当てた人権教育を促進するよう呼びかけました。現在は、第5段階に該当し、第4段階に引き続き、若者と子どもとし、特にデジタル技術、環境や気候変動とジェンダー平等に焦点を当てることを決め、その行動計画が提出され、各国に人権教育の取組を開発し、実施するよう呼びかける決議が採択されました。

## (2) 国における取組

わが国では1947（昭和22）年に、「基本的人権の尊重」を基本原則とする日本国憲法が施行され、憲法の趣旨や国際社会における動きを踏まえて、さまざまな人権に関する法律の整備が進められてきました。

2000（平成12）年に、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が制定され、国及び地方公共団体は、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得できるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として、人権教育及び人権啓発を実施する責務を有するとされています。

この法律を受け国は、2002（平成14）年に「人権教育・啓発に関する基本計画」を策定し、2011（平成23）年には、「北朝鮮当局による拉致問題等」を人権課題に加える一部変更がなされ、人権尊重社会の実現に向け、人権教育・啓発を総合的かつ計画的に推進していくこととしています。

また、人権が保障されるよう、障がい者・高齢者・子どもに対する虐待防止や女性・障がい者に対する雇用機会の確保などを目的とする法律が整備されるなど個別の人権課題ごとの法整備が進んでいます。

2016（平成28）年には、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）」、「部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）」が施行されました。

最近では、2023（令和5）年4月に、「すべてのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けないようにすること」などを基本理念とする「こども基本法」が施行されるとともに、こども家庭庁が設立されています。

同年6月に、「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」が制定され、「すべての国民が、その性的指向又はジェンダーアイデンティティにかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものである」との基本理念が示されています。

また、2024（令和6）年4月に、「改正障害者差別解消法」が施行され、これまで、民間の事業者については努力義務とされていた合理的配慮の提供が、国や地方公共団体と同様に義務化されました。

### （3）県における取組

香川県では、1972（昭和47）年に策定した「香川県長期振興計画」や引き続き策定した「香川県県民福祉総合計画」において、社会福祉の増進、生活環境の改善、産業の振興、職業の安定、教育の充実などに向けた取組を行ってきました。

1998（平成10）年3月に知事を本部長とする「香川県人権教育のための国連10年推進本部」を設置し、1999（平成11）年3月には、本県における人権教育の基本方針と施策の方向を示す「「人権教育のための国連10年」香川県行動計画」を策定しました。

2000（平成12）年6月に、21世紀最初の10年間の県政運営の基本指針となる「香川県新世紀基本構想」を策定しました。

2003（平成15）年12月に「香川県人権教育・啓発に関する基本計画」を策定し、この計画に基づき、すべての個人が自律した存在として、それぞれの幸福を最大限に追求することができる平和で豊かな社会の実現に向け、人権教育・啓発のより一層の推進に努めています。

また、2021（令和3）年には、「『みんなでつくるせとうち田園都市・香川』実現計画」を県政の基本指針として策定し、各分野にわたる取組みを推進し、瀬戸内（せとうち）香川の生活圈域づくりを進めてきました。社会情勢に対応するため、2023（令和5）年10月に計画を再構築した「『人生100年時代のフロンティア県・香川』実現計画」においても、人権尊重社会の実現に向け、人権啓発の推進、人権・同和教育の推進、人権擁護活動の充実といった施策について実施することを明記しています。

## 2 計画の基本的な考え方

### (1) 計画策定の趣旨

本市では共に支え合い、人を育み、人を大切にすまちづくりをめざして2003(平成15)年12月に「人権尊重都市宣言」を行いました。

また、2017(平成29)年6月には、「東かがわ市人権擁護の推進に関する条例」を制定し、全ての人の人権が尊重される社会の実現をめざすため、全市を挙げて取り組むべき指針を定め、部落差別をはじめとするあらゆる差別を許さない取組を進めてきました。条例の目的である、全ての人の人権が尊重される、明るく平和な住み良いまちづくりの実現には、市民一人ひとりが人権に対する意識を高め、お互いの人権を尊重し合う地域社会を築いていくことが必要です。

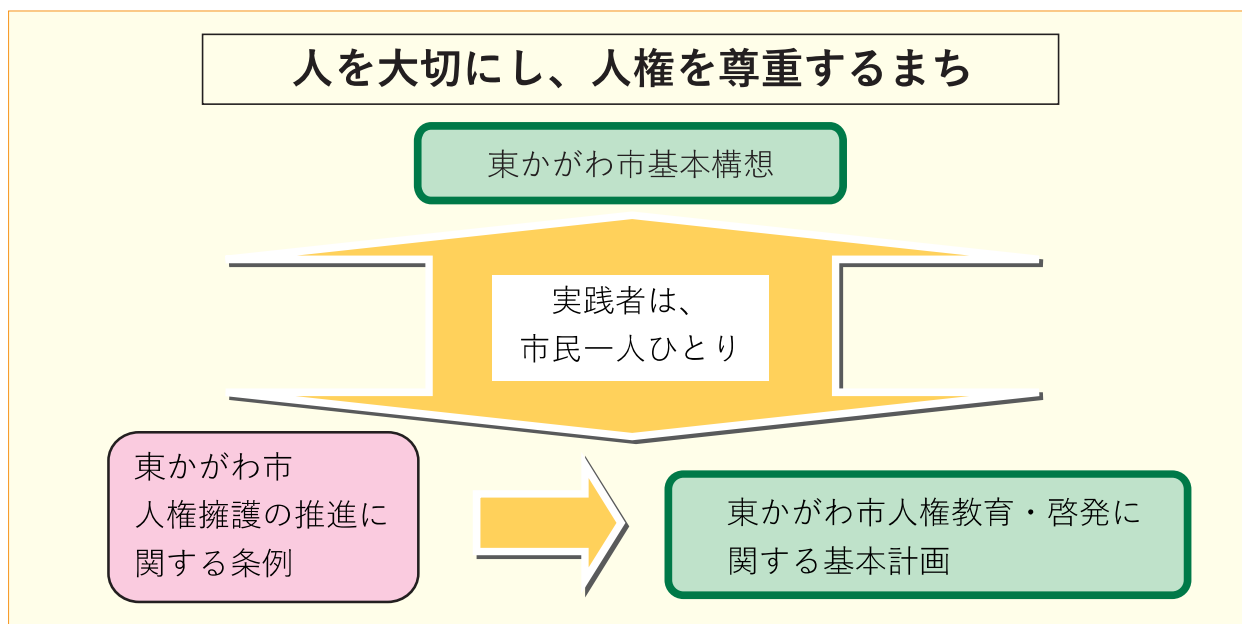
しかしながら、私たちのまわりには、今なお、女性、子ども、高齢者、障がい者、同和問題、外国人などをめぐる人権問題のほか、近年の国際化、情報化、高齢化などの社会情勢の変化や価値観の多様化などによる新たな人権問題、なかでも、犯罪被害者などの人権問題やインターネットによる人権問題、性的指向などに係わる差別や偏見などさまざまな人権問題が社会的に問題視されるようになってきました。

このことは、人権尊重の理念やこれを実践する行動が、まだ十分に定着していないことなどが原因のひとつとして考えられ、国、地方公共団体は、人権教育・啓発に関する一層の取組が求められているところです。

ついては、より一層、本市の人権教育・啓発に関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、「東かがわ市人権教育・啓発に関する基本計画」に基づく施策の見直しを図り、人権尊重の精神を育み、市民一人ひとりがお互いの人権を尊重し合う共生社会の実現の早期実現をめざします。

なお、本計画のための期間を2026(令和8)年度から2030(令和12)年度までの5年間と期限を設けることにより、課題の達成度や満足度を的確に評価することで、必要に応じて迅速な見直しを行います。

### (2) 基本計画の性格と位置づけ



### (3) 基本計画の概念図

東かがわ市基本構想における人権の視点

東かがわ市基本構想

つながる未来を ともに創るまち 東かがわ

#### 基本構想の実現に向けた取組

「未来につながる持続可能なまちづくり」、「様々な主体とともに実現する基本構想」を基軸に、効果的・効率的なまちづくりに努めます。

#### まちづくり実現に向けた基本的理念

人権と個性を尊重し、多様性を受け入れ、「自分らしさ」を認め合えるまちづくり。多様なパートナーとの連携・共創によるまちづくり。



### 東かがわ市人権教育・啓発に関する基本計画

#### 人権行政の推進

人権尊重の行政を進めます

基本的人権を擁護するための施策

#### 人権教育・啓発の推進

人を大切にするまちに向け、実践する人づくりに努めます

人権感覚が豊かな行政づくりの施策

人権教育・啓発を市民みんなで推進する施策

#### 相談支援体制の整備

人権侵害による被害者の支援体制づくりに努めます

相談・支援体制を整備する施策

つながる未来を ともに創るまち 東かがわ

### 3 人権教育・啓発の推進

#### (1) 人権行政の推進

人権を尊重するという視点は、市民生活のすべてに関わるものであり、市は行政全般にわたり、人権尊重を基礎として施策を推進します。

このためには、市職員が人権問題を正しく理解・認識し、職員一人ひとりの人権意識の高揚を図ることが重要です。

人権行政を進めていくには、まず、市職員、就学前施設職員の人権意識の向上は必須条件となります。現在、市職員研修については、職員の人権問題の認識を深めるため、人権研修を計画的に実施しています。人権研修の全体的な受講実績は上がっており、引き続き職員が職務のための大切な基盤として、人権研修を主体的にとらえるよう研修内容の充実を図っていきます。

就学前施設職員研修については、人権教育研修を年間研修計画に位置づけ、人権意識醸成を図っています。この学びから人権意識の向上を園での取組みに反映させていく必要があります。

「東かがわ市人権擁護の推進に関する条例」にうたわれている“市の責務”と“市民の役割”は、車の両輪の関係にあります。人権尊重のまちづくりは、市の施策だけで進められるものではなく、市民一人ひとりが、自らの人権に関するさまざまな問題に「気づき」、「考え」、「行動する」ことによって実現されるものです。

市は、人権尊重のまちづくりに向け、市民及び企業との共通認識や協力関係を構築できるよう、働きかけを行います。

#### (効果的な人権教育・啓発の手法)

市民啓発などで、人権課題についての理解と共感を深めるために、以下の点に留意して取り組みます。

##### ① 市民の理解度に応じた啓発

市民の理解度に合わせて適切な人権啓発を行うことが重要であり、市民の家庭、学校、地域社会、職場などにおける日常生活の経験などを人権尊重の観点から具体的に引き上げ、自分の課題として考えてもらうような啓発手法への創意工夫を凝らします。

##### ② 具体的な事例を活用した啓発

具体的な事例を引き上げ、当事者の立場に立って議論することは、啓発を受ける人の心に迫りやすいという点で効果があります。ただし、当事者のプライバシーの保護に十分に配慮した形で啓発を心掛けます。

##### ③ 参加型・体験型の啓発

講演会の実施、人権に関する映画（DVD）の上映などだけではなく、受講者が主体的・能動的に参加できるよう、ワークショップ(※1)や体験活動を積極的に研修に取り入れ、他の人と協働したり自ら体験したりすることをおして理解の深まりを実感できるよう企画を工夫します。

---

(※1) ワークショップ (参加者が一方的に聞くだけではなく、討論したり体験したりする参加体験型のグループ学習のこと。)

## (2) 人権教育・啓発の推進

### ①人権教育

市民一人ひとりが、その発達段階に応じて、人権尊重の理念に対する理解を深め、自ら人権問題を解決しようとする意欲と実践力を身に付けることができるよう、家庭、地域、学校、職場、その他のさまざまな場所や多様な機会をとおして行われる家庭教育、社会教育、学校教育、企業教育などの教育や学習活動を行っています。

#### ●東かがわ市人権会議

東かがわ市内のすべての市民が、社会における差別の実態について認識を深めるとともに、人権・同和教育の意義を理解し、差別しない、差別に負けない、差別を許さない「差別のないまちづくり」を推進するため、市内のさまざまな団体の代表者で構成された東かがわ市人権会議を組織しています。本組織は就学前施設（こども園）・小中学校などによる学校教育部会、自治会・民生委員児童委員などによる地域啓発部会、企業などによる企業啓発部会、婦人会、保護者会などによる社会教育部会で構成しています。

各部会員に講演会や研修会に参加していただくことに加えて、より活動しやすい組織となるよう部会の理事数をスリム化しました。また、年度毎に各部会の活動目標を明確に計画して人権啓発を実施しています。

#### ●東かがわ市人権会議（学校教育部会）による指定校事業

市内の就学前施設、小中学校及び高等学校の人権・同和教育研究を支援し、指定された施設及び学校は、原則2年間かけて人権に関する授業などを行っています。

本事業は、就学前施設・小中学校が連携を取り、一貫した人権教育を行うことを目的としており、公開授業及び討議を実施するだけでなく、人権教育担当者と各教科の指導担当者間で緊密に連携がとれる体制を作ることで、現状に即した人権教育を繋げる働きがあります。

また、市以外が主催する研究大会、研修会における報告に合わせた公開授業を行うなど、効果的な事業を展開していきます。

#### ●保護者・職員研修会事業

市内の就学前施設、小中学校の各保護者及び職員を対象に、人権意識や実践力の向上をめざして研修を行っています。人権課題は多岐にわたるため、「誰を対象にどのような意識向上と実践をめざすか」の課題に応じて、外部講師を選定しています。

また、市職員全員を対象に、本市の人権啓発推進委員とさまざまな人権問題に関するテーマでの座談会を実施しています。

#### ●交流研修会事業

東かがわ市における人権・同和教育の充実と教育機関との連携を図るため、市内の就学前施設職員、小中学校の教職員と人権啓発推進委員（11P参照）が相互に交流研修を行っています。

交流研修の内容は、部落（同和）問題を主なテーマとし、現地研修を取り入れることで、

偏見や差別の実態を学び、行政と学校現場が連携した教育をめざします。

就学前施設職員は3年間のうち1回を全職員が研修を受けること、小中学校教職員は東かがわ市に初めて転任または新任で配属となった教職員が参加することとしています。

研修のテーマ及び進行方法は、実施後の反省を次年度に反映することで、研修会の内容の充実を図っていきます。

引き続き、交流する団体の幅を広げることや研修内容を検討し、より効果的な事業をめざします。

### ●大内交流館現地研修

市の新規採用職員や小中学校・高等学校の教職員及び高等学校生徒などを対象に隣保館活動の目的や沿革を研修するための現地研修を大内交流館で実施しています。この研修を通して参加者は、隣保館がすべての人の基本的人権が尊重される地域社会の実現を図るための核となる施設であること、随時行っている相談業務により利用者のニーズに合った隣保館事業を展開していることを学んでいます。

今後も、同和問題をはじめとするあらゆる人権問題についての現地研修を行い、人権感覚の高揚に努めていきます。

### ●学びの会

大内交流館・引田交流館周辺地域の児童を対象に、人権意識向上となかまづくり・学習習慣の意識づけを目的として毎週放課後に学習をしています。ここでは、人権・同和教育指導員及び小学校学力・進路支援担当教諭が指導を行っています。

しかしながら、近年の少子化、子どもや保護者のライフスタイルの変化などで参加者は年々減少傾向にあるものの、学習面や生活面での配慮が必要な子どもが増えてきているという現状があります。

今後は、多様な生活背景をもつ児童が数多く参加できるよう、児童・生徒の学習用タブレット端末をインターネットに繋がられる様に Wi-Fi ルーターを設置するなど学習環境の充実を図ります。



## ②人権啓発

市民一人ひとりが、人権尊重の理念に対する理解を深め、人権問題について正しい理解・認識を持ち、自らの態度・行動に現れるよう、家庭、地域、学校、職場、その他のさまざまな場所や多様な機会をとおして行われる広報その他の啓発活動（人権教育を除く）を行います。

今後も市民から幅広く理解と共感が得られるテーマや啓発の手法を工夫し、人権問題について自分事として受け止め、日常生活においても主体的に考え、行動ができるような啓発を進めます。

### 『市民への啓発』

#### ●しあわせづくり研修会事業

しあわせづくり研修会事業は、本市が実施する人権啓発の柱となる事業であり、全市民が自主的に参加し、生活に密着した情報などが得られるような市民が希望するメニューの研修会を実施しています。研修会事業のメニューは、9ページの5種類です。

「しあわせ講座」、「しあわせづくり映画会」及び「しあわせゼミナール」は、市民（2人以上の団体）からの希望により、随時開催します。

「しあわせづくり講演会」及び「しあわせづくりワークショップ」は、市主催で市民がより多く参加できるよう開催します。

#### ●心のふれあいシリーズ（広報紙など）

全市民への人権啓発を目的として、毎月「心のふれあいシリーズ」のコーナーを広報紙やホームページに掲載しています。講演会や研修会のお知らせだけでなく、さまざまな人権課題についての最新の情報提供をすることで、市民のさらなる人権意識の向上及び実践をめざします。また、法務局など関係機関からの依頼による記事も掲載しています。

今後も、年間計画を立案し、社会情勢に応じたさまざまな人権課題について、読み手の心をつかめるよう工夫した内容（身近な人権問題、問題解決の事例紹介、人権尊重の意識と実践の推進を促す情報など）を掲載できるよう取り組みます。

#### ●東かがわ市人権会議（地域啓発部会・企業啓発部会・社会教育部会）

東かがわ市人権会議の地域啓発部会・企業啓発部会・社会教育部会の取組としては、各部会員が講演会や研修会へ参加することで人権意識の向上を図っています。

また、働きやすい職場・住みやすい地域をつくるために人権意識の更なる向上と実践をめざした、主体的な取組を求めており、しあわせづくり講演会などを部会の重点事業として位置付けています。

今後も、計画的に数多くの団体ができるだけ多く参加するよう依頼するほか、部会の団体が順番にモデル事業団体となり、人権に関する講話・映画（DVD）の上映などの人権研修を実施するよう働きかけます。

## しあわせづくり研修会事業のメニュー

メニュー	講師など	内 容	対 象
(1) しあわせ講座 (1時間以内+15分)	・講師による講話 ・市職員による啓発	・人権に関する講話 (希望があれば座談会も可) ・クイズや事例などを通じた人権に関する参加型学習	・市民団体(2人以上の団体で、社会教育団体、自治会など任意のグループなどを対象とする) ・就学前施設、小中学校の保護者団体 ・市内企業
(2) しあわせづくり映画会 (映画の時間+15分)	・映画会 ・市職員による啓発	・人権に関する映画(DVD)の上映会(機材・教材貸出のみも可) ・クイズや事例などを通じた人権に関する参加型学習	・市民団体(2人以上の団体で、社会教育団体、自治会など任意のグループなどを対象とする) ・就学前施設、小中学校の保護者団体 ・市内企業
(3) しあわせゼミナール (30分程度)	・市職員による啓発	・クイズや事例などを通じた人権に関する参加型学習	・市民団体(2人以上の団体で、社会教育団体、自治会など任意のグループなどを対象とする) ・就学前施設、小中学校の保護者団体 ・市内企業
(4) しあわせづくり講演会 (1時間30分)	・講師による講演	・人権に関する講演会	・市民(広報紙などで周知)ほか
(5) しあわせづくりワークショップ (1時間30分)	・参加体験型学習会	・受け身ではなく参加体験型の人権に関する学習会	・市民(広報紙などで周知)ほか

\* (1)、(2)、(3)については人権推進課職員などが、市民団体を訪問して啓発を行います。

## 『啓発スタッフである市職員の取組』

### ●人権に関する庁内検討会

あらゆる人権課題解決のため、市役所各部局の代表職員で構成された人権に関する検討委員による庁内検討会を定期的実施しています。人権推進課が実施する人権施策について共通認識を持つことを目的に組織し、各種計画の立案などの協議を行うことにより、市全体として統一した施策を展開することができます。

検討会では、人権課題についての情報提供・意見聴取、しあわせづくり研修会事業計画、人権教育・啓発に関する基本計画、その他市職員に関連した人権関係事項を主な協議事項としています。

人権にかかわる情報を担当課である人権推進課から発信し、全庁で共有していきます。

### ●市職員のスキルアップ研修

市職員は人権侵害をしない、させないの両方の立場に立ち施策を進めていく必要があります。全職員が同和問題を中心としたさまざまな人権問題を正しく理解し、自分自身の課題として捉え、解決に向けて取り組むことができる研修を行います。

### ●差別事象対応マニュアル

近年、インターネットなどによる差別的な書き込みやヘイトスピーチなど差別事象が多様化してきています。そこで、差別事象ごとに対応マニュアルを作成し、あらゆる差別事象に対応できるようにしています。

また、他市町の差別事象についても早急に周知し、注意喚起を行っています。今後も、マニュアルの内容については随時更新していくとともに、職員の対応力の向上をめざして、マニュアルに掲載している内容を実践できるよう職員研修を行います。

#### (マニュアルの種類)

- 「同和地区に関する問合せ」に対する対応
- 「差別落書き」に対する対応
- 「えせ同和行為」に対する対応
- 差別発言（ヘイトスピーチ含む）・差別行為などに対する対応
- 特定の個人や団体を誹謗中傷し、差別を扇動する者（個人・団体）から市管理施設の使用申請があった場合の対応
- インターネットなどへの差別書き込みに対する対応
- 性的少数者（L G B T Q +）の方々をサポートするためのハンドブック

\*本市では、これらのマニュアルを運用するにあたり、憲法や地方公務員法、個人情報保護法（東かがわ市個人情報保護条例）、部落差別の解消の推進に関する法律、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律、東かがわ市人権擁護の推進に関する条例などの法的な根拠を踏まえて、差別事象が起こった時は、職員が適切な対応を行える体制を整えています。

## 『市民による啓発組織の取組』

人権問題について、市民自らが関心を持ち、考え、取り組むことにより、人権尊重の社会が実現します。市民に寄り添えるリーダーや助言する役割を担える人材を育成します。

### ●人権啓発推進委員の活動

人権啓発推進委員協議会は、人権・同和教育及び啓発の推進に関する学識経験及び熱意を有する者の中から、市長が委嘱し構成された団体です。具体的な活動内容として、市内の就学前施設・小中学校・高等学校の職員及び市職員などとの交流研修のほか、人権に関する公開授業に参加し、授業内容について討議しています。

また、市内企業・各種団体への啓発活動を実施しています。

今後も、人権啓発推進委員のスキルアップを図るために、部落問題を中心としたあらゆる人権課題について研修を重ねるとともに、人権会議の企業部会や社会教育部会の団体との交流会を実施するなど、活動範囲の拡充に努めます。

### ●人権擁護委員の活動

法務大臣の委嘱を受け、国民の基本的な人権が侵害されることのないように見守り、もしこれが侵害された場合には、その救済のため、速やかな処置をとるとともに、常に自由人権思想の普及高揚に努めることを任務としています。

主に、市内及び高松法務局人権擁護部での人権相談や教育施設などでの人権啓発活動、広報活動などを行っています。

また、本市が実施する人権啓発の柱となる事業であるしあわせづくり研修会の講師として人権啓発を行うなど幅広い活動を行っています。



### (3) 隣保館事業

#### ●人権問題解決のための拠点（人権センター大内交流館、引田交流館）

##### ①これまでの取組

- 社会調査研究事業（周辺地域の住民のニーズを把握することにより、より効果的な各種事業を実施）
- 相談事業（生活・就職・教育・健康・人権などに関する相談。関係機関・専門機関と解決に向けた連携。出かけにくい方や一人暮らしの高齢者など配慮が必要な方への自宅訪問）
- 啓発・広報事業（講演会や研修会、各種交流事業、交流館だよりの発行・配布、HP へのコラム掲載、人権啓発の拠点としての環境づくり、人権啓発グループ活動の支援）
- 地域交流事業（ラジオ体操を通じた近隣の方々とのふれあい、交流を目的とした学習・文化活動である講座の開設、文化のまつり）
- 地域福祉事業（デイサービスのしあわせモーニング（研修会、生きがい対策、居場所づくり）、市社会福祉協議会の地域ふれあい教室の元笑気（げんえき）（楽しみながらの介護予防）
- 地域活動の強化（周辺自治会・子ども会・老人会・母親クラブなどの活動と交流、ふれあい夏まつり）
- 乳幼児から高齢者まで年齢に合った活動の提供
- 小学生を対象とした事業（人権意識の向上と仲間づくり、学習習慣の意識づけを目的とした学びの会の実施）

##### ②課題

さまざまな事業を展開していますが、行事の参加者の高齢化、ライフスタイルの変化により、放課後の小中学生の居場所としての第一選択肢となっていないことがあげられます。

そのほか高齢化により来館できない一人世帯の増加により、職員が計画的に巡回相談を行うことが課題として挙げられます。

##### ③今後のあり方

2016（平成28）年に施行された「部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）」を踏まえて、隣保館は同和問題解決の拠点施設であることを再認識するとともに、福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとしての役割が求められています。さらに、地域社会に密着した総合的な活動を展開し、これらの活動を通じて日常生活に根ざした人権啓発活動を展開していきます。

部落差別解消のための大きな柱である相談事業は部落差別によるもののほか、高齢者、障がい者、生活困窮者などの生活上の相談など、相談者の生活に関わる課題の解決が求められています。関係機関の協力を得ながら、相談者自らが課題を克服していけるように働きかけます。

交流館の配置職員においても、地域住民のさまざまな自主活動の場を保障し、それを発信していく過程において自立意識と社会的自覚の高揚が図られるようにします。併せて、重層的にサポートしていけるよう人権課題に関する内容はもとより介護保険・年金制度など社会保障制度の内容を含めた職員のスキルアップ研修受講の機会を増やします。そして、研修で学んだ知識を相談者に提案し、課題のより早い解決や福祉の向上に努めます。

隣保館は、社会福祉法に基づく隣保事業を実施する第2種社会福祉施設として位置づけられており、東かがわ市地域福祉計画～絆プラン～【第5期計画】(令和7年度～令和11年度)の人権尊重と権利擁護の推進のなかに隣保館の役割や市民主体の活動への提言されています。

**【住民主体による地域を支える体制づくりへの取り組み】**

- ★権利擁護や福祉サービスに関する知識を学びましょう。
- ★福祉に関する制度や法律、福祉サービスなどについての地域における学習の場をつくりましょう。
- ★地域における権利擁護の担い手として、権利擁護の取り組みに参加・協力しましょう。
- ★日頃から相談できる人をつくっておき、子育てで悩んだり、気になることがあれば、小さなことでも相談しましょう。また、解決できない場合は、気軽に専門の関係機関に相談しましょう。
- ★年齢や障がいの有無、性別、国籍などに関係なく誰もが地域の一員としての人権を尊重する意識を確立しましょう。
- ★障がいを理由とする不当な差別や合理的配慮の提供などの相談に適切に対応しましょう。

◇東かがわ市地域福祉計画～絆プラン～【第5期計画】(令和7年度～令和11年度)より抜粋

**④具体的な取組**

- ★成年後見制度や日常生活自立支援事業の一層の周知に努めます。
- ★ホームページなどを通じて相談窓口の周知を図ります。
- ★市民が利用しやすい相談体制の充実に努めます。
- ★成年後見制度の利用が必要な人で、親族などによる申立人のいない場合や費用負担が困難な人に対して、申立費用や後見人報酬を支援する制度の啓発や情報提供を積極的に行います。
- ★認知症や知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が不十分な方を対象に、家庭裁判所の審判を受け、法人として後見人や保佐人若しくは補助人となることで、その方の権利が侵害されることがないように配慮し、財産管理や身上監護を行い、安心して日常生活を送ることができるよう法人成年後見事業の情報提供を積極的に行います。
- ★日常生活自立支援事業の情報提供や利用促進、関係機関との連携強化による対象者の把握に努めます。
- ★地域のニーズの把握に努めます。
- ★相談事業の充実に努めます。
- ★高齢化社会を迎え、高齢者が住みやすい地域づくりのための事業に取り組みます。  
(デイサービス事業、在宅福祉を中心とした地域福祉の組織づくり)
- ★貸館業務、講習・講座にとどまらず広く利用されるような創意工夫を行います。
- ★隣保館で行う地域内啓発・交流事業の強化に努めます。

## 4 個別の人権課題への対応

### (1) 性による差別

#### 男女共同参画の視点に立った意識改革の推進

##### 【現状】

- 広報紙などで国の動きや最近の情報を伝え、男女共同参画の意識の高揚を図っています。
- 政策・方針決定課程への女性・若者の参画機会のさらなる拡大を図るため、女性の活躍を目的とした研修などを開催しています。
- パネル展示や男女共同参画講演会・しあわせづくり研修会をとおして、性別にとられない男女の働き方・暮らし方の意識改革を推進しています。

##### 【課題】

- 性別による差別的取り扱いなど、いまだ数多くの課題が残されており、依然として人々の意識や行動、社会制度・慣行の中に女性に対する差別や偏見が見られ、あらゆる分野で自らの能力を高めようとしている女性の生き方を阻害している現状があります。
- 固定的な性別役割分担意識やアンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）など、さまざまな分野における男女の不平等感は依然として残っており、社会経済情勢が変化し続ける中、女性だけでなく男性にとっても、自らの意思によって多様な生き方を選択できる環境づくりが求められています。
- 2024（令和6）年度に実施した人権に関する市民の意識調査結果によると、女性の人権に関することで特に問題があると思うことについて、「育児・家事・介護などを男女が共同して行う社会の仕組みが整備されていない」の回答割合が最も多く、男女とも安心して働き続けられる環境の整備について実効性を高めていく必要があります。
- 東かがわ市役所における女性の管理職比率については、2025（令和7）年4月1日現在で33.3%となっており、市の第3次男女共同参画基本計画の目標数値である30.0%を達成できています。

##### 【今後の取組】

- ①引き続き市の広報紙などで国の動きや最近の情報を伝え、男女共同参画の意識の高揚を図るとともに、古い慣習などにとらわれずに正しく判断できる男女共同参画意識の育成に努めます。
- ②引き続きパネル展示や男女共同参画講演会・しあわせづくり研修会などをとおして男女の固定観念の意識改革を推進します。
- ③市職員の女性管理職の登用を進めます。

## 女性を取り巻くあらゆる暴力の根絶

### 【現状】

- 女性を取り巻くあらゆる暴力の根絶に向けて関係機関と連携し、関連する法制度の周知や啓発を行い、暴力を許さない意識と基盤づくりに努めています。
- 関係機関と連携し、被害を未然に防止する施策を講じています。
- 相談・カウンセリングについて、各種の相談窓口や被害者支援制度などの周知・広報の充実を図っています。

### 【課題】

- セクシュアル・ハラスメントやDV（ドメスティック・バイオレンス）、マタニティハラスメントなどの女性に対する暴力は、人権を侵害し、男女共同参画の推進を阻害する重大な問題にもかかわらず、個人、家庭、職場の問題として見過ごされがちです。
- DVが起こる背景には、男女間の経済力の差、「男は仕事、女は家庭」といった固定的な性別役割分担意識や男尊女卑の考え方などが根底にあると言われていています。DVをなくすためには、社会的な人権問題としてとらえ、それらの意識を変えていくことが必要です。
- 女性に対する暴力問題に関しては、配偶者からの暴力のほか、高校生や大学生など若い世代の間でもデートDVが発生するなど、被害が潜在化しやすい傾向があります。
- 本市における配偶者からの暴力相談受付件数については、2022（令和4）年度10件、2023（令和5）年度51件、2024（令和6）年度87件と増加傾向にあります。また、香川県全体でも2022（令和4）年度1022件、2023（令和5）年度1167件、2024（令和6）年度1075件となっており、過去最多であった2023（令和5）年度を下回ったものの、依然として高い水準にあります。

### 【今後の取組】

- ①引き続きセクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンス、マタニティハラスメント、ストーカー行為、性犯罪、児童虐待など女性を取り巻くあらゆる暴力の根絶に向けて関係機関と連携し、関連する法制度の周知や知識の啓蒙・啓発を行い、暴力を許さない意識と基盤づくりに努めます。その中で、女性の暴力の根絶などの啓発のため、あらゆる機会を捉えてパープルリボン（※2）の配布を行います。
- ②引き続き相談・カウンセリングについて、各種の相談窓口や被害者支援制度などの周知・広報の充実を図るとともに、相談・カウンセリング体制を充実させます。また、困ったときに、相談窓口がすぐわかるように、研修会や広報などを通じて相談窓口の周知に努めます。
- ③国、県、市の要保護児童対策地域協議会（※3）などの関係機関相互の連携を図りながら、保護体制の充実、さらに自立のための支援を行います。

- ④住民基本台帳事務における支援措置申し出者については、市の関係各課において情報共有することにより被害者の保護に努めます。
- ⑤被害者の視点に立った相談や緊急一時保護、自立へ向けた総合的な支援体制など、DV防止対策をより一層推進します。
- ⑥セクシュアル・ハラスメント、マタニティハラスメントなどの雇用の場における問題については、誰もがこの問題に正しく向き合っ発生を防止するよう働く人と企業への意識啓発を図ります。

## ワーク・ライフ・バランス

### 【現状】

- 2007（平成19）年に定められた「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」、「仕事と生活の調和推進のための行動指針」においては、誰もがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たす一方で、子育て・介護、趣味、地域活動などの仕事以外の生活も充実させ、仕事と生活の双方の調和を図ることが示されています。
- 2025（令和7）年に定められた「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」の一部改正において、一般事業主行動計画策定義務項目を拡大するとともに、女性の個性と能力が十分に発揮できるよう、新たに女性の健康上の特性についても留意することが示されています。
- 誰もが働きやすい職場環境への理解を促すとともに、ホームページや広報などを活用し、関連制度や法律の周知に努めています。

### 【課題】

- 子育てや介護中であっても、働き続けたい人が働き続けられるよう、長時間労働の是正や休業制度を取得しやすくする等、ワーク・ライフ・バランスの推進が必要です。
- 2024（令和6）年度雇用均等基本調査（厚生労働省）によると育児休業取得率は、女性は8割台で推移している一方、男性は上昇傾向にあるものの女性に比べ低い水準（2024（令和6）年度：40.5%）です。育児休業の取得期間についても男性は徐々に取得期間が延びているものの、依然として女性に比べて短期間の取得が多くなっています。
- 女性の活躍推進が図られ、働く女性が増加している一方で、家庭における役割について女性の負担が未だ大きい状況にあります。家事・子育て・介護などは、男女が共に担うべき共通の課題であるという意識の醸成を図るとともに、男女がともに仕事と家庭を両立できる環境を整える必要があります。

## 【今後の取組】

- ①仕事と生活のバランスがとれた働き方を実現できるよう、職場優先の意識や性的役割分担意識など、働きやすい環境づくりを妨害する職場の慣行や要因の解消に向けて啓発を行います。
- ②フレックスタイム、ワークシェアリング(※4)、在宅勤務や労働時間の短縮など、多様な働き方を提示し、働き方の見直しに向けた雇用者の意識改革を促すよう努めます。
- ③性別にかかわらず育児休業や介護休業を取得しやすい職場環境を構築し、取得を促進します。
- ④東かがわ市特定事業主行動計画（前期計画）を策定し、次世代育成支援対策及び女性の職場における活躍の推進を計画的かつ着実に推進します。



.....  
(※2) パープルリボン（女性に対する暴力根絶を訴える国際的なシンボルマークです。身につけることで、ドメスティック・バイオレンス（DV）や性暴力のない社会をめざす意思表示となります。）

(※3) 要保護児童対策地域協議会（要保護児童などへの適切な支援を図ることを目的に地方公共団体が設置・運営する組織です。）

(※4) ワークシェアリング（勤労者同士で、雇用を分け合うことです。各々の労働時間を短くするのが典型的な方法です。）

## (2) 子ども

### 子どもの人権尊重

#### 【現状】

- 就学前施設や小中学校で担当職員による人権・同和教育研究会をもち、定例会での課題研究や県外研修において、異校種の教職員がともに学ぶことにより、人権・同和教育の推進を図っています。
- 就学前施設や小中学校で行う家庭教育学級において、人権学習会を実施しています。
- 心のサポート事業として学校に心のサポート相談員を設置し、配置校において子どもたちへの心理的サポートを行い、より充実した学校生活を過ごすことができるように支援するとともに、保護者及び教職員などとの連携や相談活動を行っています。

#### 【課題】

- 子どもの権利条約では、子どもの「生きる」「育つ」「守られる」「参加する」という4つの権利を守ることが定められていますが、子どもを取り巻く実情をみると児童虐待いじめ・体罰・犯罪、ヤングケアラー（※5）など、子どもの権利が侵害されるさまざまな行為が発生しています。
- 人権教育は子どもの教育・保育にとって最も大切なことですが、結果や成果が分かりにくい問題があります。
- 就学前施設や小中学校の各施設において、保護者の研修会の参加が少ない場合があります。

#### 【今後の取組】

- ①今後も人権・同和教育研究会を継続実施し、各校施設で問題提起の研究や研修を実行するとともに、情報を交換することで市内全体の人権教育の内容の充実を図ります。
- ②子どもの権利擁護について、体罰や暴力が子どもに及ぼす悪影響や体罰によらない子育てに関する理解が社会で広まるよう、乳児健診の場、就学前施設・小中学校なども活用して啓発や研修会により多く参加してもらうよう努めます。
- ③子どもたちへの心理的サポートを行い、より充実した学校生活を過ごすことができるように支援します。

### 子どもの貧困対策

#### 【現状】

- 小中学校における義務教育のより円滑な実施に資することを目的に、経済的理由により就学困難な児童生徒の保護者に対して、就学援助費を支給しています。
- 市内在住の子どもに対し、優れた素質と強い向上心を持ちながら経済的理由により、就学が困難である場合、奨学金の貸付を行っています。

### 【課題】

- 相談内容の複雑・深刻化により、緊急かつ、より高度な専門的対応が求められるケースも増えています。

### 【今後の取組】

- ①関係機関及び支援に関わる従事者を対象に研修、意識啓発を実施し、スキルアップを図ります。
- ②困ったときに、相談窓口がすぐにわかるように、研修会や広報などを通じて相談窓口の周知に努めます。
- ③必要な方に対して奨学金制度の周知及び利用促進を図ります。
- ④学習意欲と基礎学力の向上を促し、自ら学ぶ力を養うことで、高等学校への進学や将来における安定就労につなげ、貧困の連鎖を防止します。
- ⑤支援を必要とする人が相談に行かない、または行けない、周りの目が気になって誰にも相談できないなどの状況もあることから、出前・訪問型の相談支援を充実させます。

## 児童虐待防止の対策

### 【現状】

- 「児童虐待防止推進月間」（11月）を中心に、オレンジリボンキャンペーン（※6）を展開し、啓発ポスターやパネル展を行うなど、市民や保護者、小中学校の児童生徒の意識啓発に取り組んでいます。
- 要保護児童の早期発見及び適切な保護を図るため、要保護児童対策地域協議会において、支援内容の協議や情報共有を図っています。
- こども家庭センターでは、児童虐待の未然防止、早期発見及び適切な支援が行われるよう、市内就学前施設や小中学校などの関係機関への定期的な訪問を行っています。

### 【課題】

- 子どもを取り巻く社会・家庭環境が多様化、複雑化していることで、状況に応じた迅速な対応や、未然防止・早期発見の重要性が増しています。
- 児童虐待防止についての知識の普及や早期発見のための通報への協力の呼びかけを行うなど、児童虐待防止に関する普及・啓発活動を推進します。

## 【今後の取組】

- ①関係機関及び支援に関わる従事者を対象に研修、意識啓発を実施し、スキルアップや連携を図ります。
- ②「児童虐待防止推進月間」などあらゆる機会を捉えて、地域・保護者・児童生徒への意識啓発に取り組みます。
- ③困ったときに、相談窓口がすぐにわかるように、研修会や広報などを通じて相談窓口の周知に努めます。
- ④支援を要するケースについては、関係機関と連携し、アセスメントを行い、支援方針を考え、協働して支援にあたります。また、場合によっては、より専門的な機関への紹介なども行います。
- ⑤児童虐待防止法をはじめとする児童虐待に関する知識や対応について、さらに周知を進め、早い段階で虐待を防げるようネットワークを構築していきます。

---

(※5) ヤングケアラー（子ども・若者育成支援推進法において、「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」として、国・地方公共団体等が各種支援に努めるべき対象とされています。)

(※6) オレンジリボンキャンペーン（11月の「児童虐待防止推進月間」に合わせてオレンジのリボンやちらしを配布するなどの啓発活動を通して子ども虐待のない社会の実現を啓発する運動です。)

### (3) 高齢者

#### 高齢者への理解と安心して暮らせる体制づくり

##### 【現状】

- 万が一の時に速やかに援助を受けることができる緊急通報装置の設置や、70歳以上の高齢者に対する定期路線乗り合いバス運賃の一部を助成し、自動車運転免許を有しない高齢者へタクシーチケット（初乗り助成券）を交付しています。
- 地域包括支援センターと関係機関とのネットワークの構築、地域ケア会議の充実、生活支援・介護予防などの取り組みを行っています。
- 高齢者を見守るため、民間事業者と見守り活動に関する協定を結び、「高齢者等見守りネットワーク事業」を整備しています。
- 災害時及び緊急時に備えて要介護者を支援するため、警察や消防署との協力・連携に取り組んでいます。（例：緊急医療情報キット（冷蔵庫内にカプセルを設置））

##### 【課題】

- 2024（令和6）年度に実施した人権市民意識調査では問題点として、「移動に伴う交通機関の整備など高齢者が過ごしやすいまちづくりや住宅づくりが進んでいない」との回答が26.5%ありました。
- 核家族化・高齢化の進展により、高齢者のみの世帯や一人暮らしの高齢者が増加傾向にあり、離れて暮らしている家族の理解や地域の協力が必要な状況です。
- 緊急時の支援体制の整備や住宅改修への助成、買い物及び受診などの移動にかかる支援が課題です。
- 重度の要介護状態となっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けるための体制づくりが課題です。
- 高齢化の進展により、寝たきりや認知症などの介護を必要とする高齢者が増加することで、虐待や孤独死が生じないように、早期発見・早期対応のための地域連携ネットワークを構築し、安心して生活が送れるよう取り組むことが課題です。
- 認知症高齢者だけでなく、高齢者の孤独死や、高齢者をターゲットとした犯罪から高齢者を守り、安全に暮らせるよう見守る体制をとることが課題です。
- 交通手段がなく、交通の便が少ないため、緊急時を想定しての交通整備が課題です。

##### 【今後の取組】

- ①高齢者に対する誤った先入観や固定観念にとらわれることなく、高齢者虐待など人権を侵害しないよう、啓発活動を推進します。
- ②万が一の時に速やかに援助を受けることができる緊急通報装置の設置や、70歳以上の高齢者に対する定期路線乗り合いバス運賃の一部助成などに加え、高齢者や地域のニーズを把握しながら、住み慣れた地域で最期まで生活できるように地域公共交通計画を策定します。
- ③住まい・医療・介護予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムが構築されています。その中核的な機関となる地域包括支援センターと関

係機関とのネットワークの構築、地域ケア会議の充実、生活支援・介護予防などの取り組みをより強化します。

- ④高齢者を見守るため、民間事業者と見守り活動に関する協定を結び、「高齢者等見守りネットワーク事業」を整備しています。今後、見守り体制のさらなる充実に向けて、協定事業者の増加を図ります。また、学校での人権教育の授業により高齢者の人権について考えます。
- ⑤災害時及び緊急時に備えて要援護者を支援するため、警察や消防署との協力・連携に引き続き取り組みます。(例：緊急医療情報キット(冷蔵庫内にカプセル設置))
- ⑥福祉施設などの職員、民生委員・児童委員、各種相談員ほか福祉関係者に対する人権教育・啓発研修会への参加及び情報提供などを推進します。
- ⑦生活困窮相談者への人権に配慮した対応を行います。
- ⑧災害時に特別に支援が必要な要配慮者への対応を行います。

## 高齢者の生きがいづくりと社会参加

### 【現状】

- 生きがいを持って活動に参加するかしないかで、高齢者の生活の質の向上が左右されることから、働く意欲のある高齢者は、シルバー人材センターなどにおいて社会の担い手として活動しています。
- 自主組織である老人クラブでは、健康づくりや介護予防、ボランティア活動や地域福祉活動を行っています。

### 【課題】

- 高齢者が長年培った知識や経験を活かし、役割を持って生きがいのある生活ができるようにすることが課題です。
- うつや閉じこもりなどの予防が心の健康づくりや介護予防に繋がることで、高齢者の生活の質の向上が課題です。
- 困りごとの相談や話し相手など気軽に集える居場所を確保することが課題です。

### 【今後の取組】

- ①高齢者の就労を積極的に支援します。
- ②老人クラブ、生涯学習、文化・芸術などの活動や、ボランティア活動などの社会参加を通じた社会貢献により、生きがいを感じることができるよう支援します。
- ③敬老事業は高齢者に敬意を表するだけでなく、生きがいにもつながる事業であるため、今後も運営方法を検討しながら事業の継続に努めます。

## 高齢者の健康づくり

### 【現状】

- 健康管理を促進し、生活習慣病予防を支援するための健康づくりを推進しています。
- 保健師などが訪問指導を行うことで、相談しやすい体制をつくっています。
- 地域の見守りを強化するため民生委員や福祉委員が連携することで、一人暮らしの高齢者だけでなく高齢者が住んでいる世帯を訪問し、幅広く見守り体制をとっています。

### 【課題】

- 高齢者一人ひとりのライフスタイルに応じて、日頃からの健康づくりに取り組むことが課題です。
- 一次予防（望ましい生活習慣）だけでなく、二次予防（できるだけ早く疾患を発見する）支援体制の構築が課題です。

### 【今後の取組】

- ①家庭で健康管理を行うことを目的に、高血圧、糖尿病、骨粗しょう症、歯周疾患などの個別相談に応じるとともに、必要な指導及び助言を行います。
- ②各種がん検診、特定健康診査、国民健康保険及び後期高齢者医療保険の健康診査を行うことで、生活習慣病の発症や重症化を予防するとともに、特定保健指導を実施します。また、健康診査の結果などにより、保健師などが自宅訪問し、指導などを行うことで支援体制の構築をめざします。
- ③健康教室の実施により正しい知識の普及を図るとともに、40歳以上の希望者への健康手帳交付を行うことで、自らの健康管理と適切な医療を受けることを支援します。
- ④困ったときに、相談窓口がすぐにわかるように、研修会や広報などを通じて相談窓口の周知に努めます。
- ⑤人権尊重に配慮したところの健康づくりに向けた取り組みを推進します。

#### (4) 障がい者

##### 障がいの有無にかかわらず相互に支え合う共生社会の実現

###### 【現状】

- 市では障がい者に対する合理的配慮の提供に努めています。
- 自治会などの人権啓発研修会などで障がい者への配慮や合理的配慮の必要性について定期的に教育・啓発学習を実施しています。
- 障害者週間に実施するイベント(スポーツ大会など)を通じて交流を促進しています。
- 医療機関関係者や行政職員・市民が障がい者の辛さや想いを理解できるよう、体験型の学習会を開催しています。
- 優しい心と思いやりの心を持ち、実際に行動できる力を持てるよう、学校における人権教育の充実に努めています。

###### 【課題】

- 2024(令和6)年度に実施した人権市民意識調査の回答で、問題点として「障がいのある人に対する偏見や差別意識がある」との回答が14.5%ありました。
- 障がい者と地域住民とのふれあいや交流を深める機会が少ない状況です。

###### 【今後の取組】

- ①障がいのある人もない人も、地域社会の中で共に暮らせる社会が日常となるよう「共生社会」の理解や認識を深める教育や啓発を進めます。
- ②障がいのある人たちや家族などが気軽に相談できる専門機関などを充実させ、同時に障がい者やその家族が集える場を提供します。
- ③学校や地域社会などでさまざまな機会をとらえ、障がいのある人との交流(運動会など)を進めるとともに、障がいのある児童への指導・支援を行います。

##### 障がい者が安心して暮らせるための生活支援

###### 【現状】

- 多様な障がい種別に、関係者が抱える個々のケースにあった支援体制を構築し、関係機関が連携しながら地域の課題について情報を共有し、大川圏域内自立支援協議会を運営しています。
- 障害者住宅入居等支援事業(※7)や成年後見制度(※8)の活用による相談事業を行っています。
- 市役所内で障がい者の職場実習の機会や障がい者就労支援事業を実施しています。
- 発達障がいを早期に発見し、療育に繋げるため、関係機関連携のもと、保護者からの相談に応えながら、個々の状況に合った最良の方法で支援しています。
- 地震や台風などにおける災害時要援護者の早期避難が可能になるよう、自治会や民生委員・児童委員など地域住民が個人情報保護に努めながら、防災体制の整備を行っています。

### 【課題】

- 2024（令和6）年度に実施した人権市民意識調査では、問題点として「社会で自立していくための教育や訓練を受けるための機関や専門的な人材が整備されていない」との回答が10.0%ありました。
- 建物の階段や道路の段差など、外出時に配慮が必要な施設が多い状況です。
- 障がい者が公共交通機関で外出しやすいような制度が十分構築できていません。
- 障がい者の生活の中で、支援を要する内容（経済支援・働く場所・相談窓口など）を明確にし、さらに有効となる支援へと繋げる取組が課題です。

### 【今後の取組】

- ①障がい者が地域で安心して暮らせるように、利用者本位の考え方を基本として障がい者の自立と社会参加を促します。
- ②制度が複雑多岐にわたるため、関係機関で情報を共有化し、きめ細やかな連携をとりながら必要な支援を本人にもわかりやすく説明しながら行います。
- ③障がい者本人だけでなく、その家族など、支援者に対する相談支援の充実を図ります。
- ④障害者等移動支援事業（※9）などにより、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動などの社会参加のための支援を推進します。
- ⑤市行政関係機関はもとより、市内事業所での障害者法定雇用率を達成するとともに、法令順守に努めます。
- ⑥困ったときに、相談窓口がすぐにわかるように、研修会や広報などを通じて相談窓口の周知に努めます。

## ユニバーサルデザイン及びバリアフリーに配慮した整備

### 【現状】

- 市内の公共施設などにおいて、段差解消や多目的トイレ設置などのユニバーサルデザイン（※10）及びバリアフリー（※11）化に努めています。
- 利用しやすい施設整備について情報提供しています。
- 制度では完全に支援できないところを自治会や民生委員・児童委員、福祉委員などの身近な地域住民が積極的に支援できる体制づくりを行っています。
- 児童が利用する放課後児童クラブでの障がい児の受け入れや環境整備を行っています。
- 学校において、物品購入や整備事業の際にユニバーサルデザインを採用しています。

### 【課題】

- 公共施設では合理的配慮を考えた施設へと移行できていますが、一般の施設や歩道では配慮できていない施設もあります。
- 老朽化により住環境の整備ができていない施設もあります。

## 【今後の取組】

- ①障がい者を地域で支えていくためには、自助・共助・公助の考え方の下、さまざまな地域資源を積極的に活用するように努めます。
- ②障がい者が利用できる地域資源の開発やマンパワーを確保できるよう人材育成や開発を推進します。
- ③障がいのある人もない人も誰もが安心して住みやすいまちづくりをめざします。

◎当面の間は「障害者差別解消法」のような法律などによる一連の固有名詞を除いては障がい者の「害」を「ひらがな」で「がい」と表記します。

この障がい者の表記については、当事者団体の意見や県内の他市町の状況、さらには合併当初に「漢字表記」はマイナスイメージがあるという理由から「ひらがな表記」を推奨し、それが浸透している状況によるものです。



- 
- (※7) 障害者住宅入居等支援事業（賃貸借契約による賃貸住宅などへの入居を希望しているにもかかわらず、入居が困難な障がい者に対し、入居に必要な調整などに係る支援を行うとともに、住宅の賃貸人などへの相談又は助言を通じて障がい者の地域生活を支援する事業です。）
  - (※8) 成年後見制度（物事を判断するのが難しい場合に、本人の判断を他の者が補うことによって、本人を法的に支援するための制度です。）
  - (※9) 障害者等移動支援事業（屋外での移動が困難な障がい者及び障がいのある児童について、外出のための支援を行うことにより、自立生活及び社会参加を促す事業です。）
  - (※10) ユニバーサルデザイン（「すべての人のためのデザイン」という意味で、年齢、性別、国籍、能力、障がいの有無など、人々の違いにかかわらず、最初から誰もが利用しやすいように、建物、製品、情報、サービスなどを計画・設計する考え方です。）
  - (※11) バリアフリー（障がいのある人の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的な障壁を除去する考え方です。）

## (5) 部落差別（同和問題）

○部落差別（同和問題）とは、日本社会の歴史的発展の過程において形成された身分階層構造に基づく差別により、日本国民の一部の集団が経済的・社会的・文化的に低位の状態におかれ、現代社会においても、なお著しく基本的人権を侵害され、とくに、近代社会の原理として何人にも保証されている市民的権利と自由を完全に保証されていないという、もっとも深刻にして重大な社会問題です。

### 現在起きている差別事象への対応

#### 【現状】

- インターネットによる人権侵害  
インターネット上において、具体的な地名などを挙げた差別を助長する書き込みが見られます。
- 土地差別調査事件  
不動産の取引や賃貸にあたって、その物件が同和問題に関係するかどうかなどを尋ねたり、調べたり、教えたりする差別が他県で確認されています。
- 戸籍の不正取得  
行政書士が探偵業者からの依頼を受け、職務上請求書の不正使用により他人の戸籍謄本や住民票の写しを不正に取得したとして逮捕された事件があります。
- 結婚時に同和問題が関係した場合に、自分自身や自分のまわりで反対することなどが見られます。
- 明治時代に解放令により身分制度はなくなりましたが、差別を受けてきた人々と対等であることを受け入れることができず、職業・結婚・住居などの社会の多くの面で差別が続いています。
- 日本社会の歴史的過程において形成された身分制度はなくなったものの、差別意識を拭えない人の心理的弱さから、いまだに差別が残っています。

#### 【課題】

- インターネット上での差別書き込みについては県の事業でパトロールを実施していますが、後を絶たないのが実情です。
- 結婚に関して部落差別により反対することは悪いことと理解していても、自分の問題となると、行動が伴わないということがあります。実際に2024（令和6）年度実施の人権市民意識調査において、結婚や就職で身元調査は「してはいけない」との回答が28.6%と前回とほぼ同数でしたが、「やむを得ないことだ」や「必要なことだ」という回答が4割以上ありました。
- 2024（令和6）年度実施の人権市民意識調査では、自分の結婚に関して、同和問題が関係した場合、祝福するとの回答が40.4%と多いものの、「あきらめる」「わからない」の合計が56.7%ありました。

## 【今後の取組】

- ①香川県及び県内各市町人権担当課で構成するインターネット差別事象監視班によるインターネット上の差別事象の監視、情報交換、削除依頼などの対応を継続します。今後、「情報流通プラットフォーム対処法」の強化や包括的に差別を禁止できる法整備を市長会や県、八市九町人権・同和対策連絡協議会が連携を図り、県を通じて実効性のある法律の整備を国へ要望していきます。
- ②同和問題に関係する身元調査の啓発シールを市独自で作成し、さまざまな機会を捉えて配っています。また、香川県条例において、差別につながる身元調査を禁止していることの周知を徹底します。
- ③同和問題に関する問合せについては、問合せに応じない旨の市職員対応マニュアルを配布し、職員研修を実施することで、自分の問題として考え行動できる実践力を高めていきます。
- ④結婚差別が起きないように「婚姻は両性の合意のみによって成立」することを引き続き教育・啓発の中で周知していきます。

## 同和問題解決に向けた啓発方法の研究

### 【現状】

- 2024（令和6）年度に実施した人権市民意識調査での解決の方法について「行政が同和問題について理解を深めるための人権教育・啓発活動を積極的に行う」と34.8%の人が人権教育・啓発活動の大切さを意識している一方で、「わざわざとりあげないでそっとしておくほうがよい」という意識を持っている人が32.2%います。（寝た子を起こすな論）
- 市民の中には、今もなお「身元調査」を肯定する意識を持っている人がいます。
- 学校では、人権教育により同和問題を正しく教えています。

### 【課題】

- 本市においても、これまで同和問題解決のためのさまざまな取組を実施してきましたが、情報化の進展などに伴い、インターネット上での差別的な書き込みなど、同和問題を取り巻く状況に変化が生じていることを踏まえ、今後も人権教育及び人権啓発を積極的に推進していく必要があります。
- 2024（令和6）年度に実施した人権市民意識調査において、結婚や就職などで身元調査を行うことについて、「やむを得ないことだ」「必要なことだ」の計が41.6%となり、身元調査を肯定する意識が高い結果となっていることから、身元調査が差別につながる認識が低いことがうかがえます。
- 自分は差別をしていないので人権問題に関心がない、または人権問題をよく知っているという意識から、市が開催する人権講演会に参加したことがない人もおり、講演会の参加者が固定化している傾向があります。

## 【今後の取組】

- ①同和問題について正しく理解してもらえるように、身近な日常生活の中の問題や最新の起源説から説明し、差別の不合理性を説得力をもって訴えていきます。
- ②現在もなお同和問題が存在するとともに、ゆるされないものであるとの認識のもと、自分事として捉え行動できるよう、啓発を通して考えてもらう研修機会を増やします。
- ③新しい市民団体や企業に対してしあわせづくり研修会などの周知を行うなど、働きかけを行います。
- ④同和問題は放っておけば自然になくなるものではないため、あらゆる人権研修の機会を提供していきます。

## 相談体制の充実

### 【現状】

- 人権推進課において、人権全般に関する相談を受付けています。
- 大内交流館や引田交流館において、巡回訪問や見守り訪問を計画的に実施し、日常生活も含めて人権全般に関する相談を受付けています。
- 人権擁護委員が従来の定期的な人権相談に加えて、しあわせづくり事業の講師団として、啓発などに取り組んでいます。

### 【課題】

- 相談や悩みを抱えている人が相談に来やすい環境づくりと、来ることができない人も相談できるよう訪問を重ねて職員との信頼関係を築くことが課題です。
- 近隣に暮らしながらも家から出ることが少なく、顔を合わせることもなく孤独を感じている人が多いため、会って話したり交流をする場・機会を作ることが課題です。
- 人権擁護委員への対面での人権相談件数が少ないことから、人権擁護委員の活動について引き続き周知することが課題です。

### 【今後の取組】

- ①大内交流館において、今後も周辺の高齢者宅への定期的な訪問を行うとともに、さまざまな行事を通して相談カード（右記参照）を配布し、相談しやすい体制を整えます。
- ②悩みや困ったときの相談窓口がすぐにわかるように、研修会や広報などを通じて相談窓口の周知に努めます。

1人で悩んでいませんか？秘密は必ず守ります。  
私たちはあなたの味方です。

家庭や家族のこと、介護など日々の生活のこと、DV・虐待などの暴力被害、恋人や配偶者、友人等との対人・交友関係など…相談してみることで1人では気づかなかった解決策を見いだせるかもしれません。

お電話・面接相談など、1人でかかえこまずに安心して、まずは1度ご相談くださいね。



人権キャラクター  
トラッピー

《相談受付》月～金曜日 (8:30～17:00)

こんにちは。  
あなたのお話を聴かせてください。

誰かに聞いてもらいたいこと、相談や悩みなどはありませんか？どんな事でも耳を傾けますので、いつでも声をかけてくださいね。



人権推進課 ☎26-1227  
大内交流館 ☎25-4349  
引田交流館 ☎33-7088



人権キャラクター  
ハートラ



## (6) 外国人

### 多文化共生の理解

#### 【現状】

- 東かがわ市在住の登録外国人は、2025（令和7）年10月末現在で400名います。一番多い国籍がベトナムで、インドネシア、中国、フィリピンの順で続いています。
- しあわせづくり研修会などにおいて、多文化共生の理解を深めるよう啓発を行っています。
- 学校では、人権教育により外国人への理解を深めています。

#### 【課題】

##### ●在日外国人にパスポートの提示を求めた事案

2022（令和4）年8月に県内のホテルで、在日外国人にパスポートの提示を求めた事案が発生しました。

旅館業法では、「日本国内に住所を有していない」外国人に対して、旅券番号の確認などを求めています。日本国内に住所を有していないこととは、「宿泊者が自らの住所として国外の地名を告げた場合」とあり、宿泊者が宿泊者名簿などに自ら国外の地名を記載することにより確認するもので、宿泊者が自ら日本国外の地名を書いた場合には、旅券番号の確認が必要ですが、宿泊者が日本国内の住所を記載した場合には、確認をすることを法令では定めてはいません。

このトラブルの内容を把握した、県人権・同和政策課は人権・同和政策課長などの連名で香川ホテル旅館生活衛生同業組合に「日本国内に住む外国人に、法令などの根拠に基づかない旅券などの提示を求めることは人権上問題がある」との通達を提出しました。また、2025（令和7）年5月には、神戸市に住む在日外国人の女性が、東京都内のホテルでチェックインする際に、パスポートなどの提示を求められ、これを断ったところ宿泊を拒否されたとして、ホテルの運営会社に200万円余りの損害賠償を求める訴訟を起こしています。

##### ●インターネット上においても、SNSや電子掲示板などに、特定の国若しくは地域の出身者であること又はその子孫であることのみを理由に、日本社会から追い出そうとしたり危害を加えようとするたりする差別的言動、いわゆるヘイトスピーチが行われています。

##### ●2024（令和6）年度に実施した人権市民意識調査では、外国人の人権について最も問題あるものとして「国籍や人種により偏見を持たれる」が9.7%で最も高く、「外国の生活習慣や文化などの違いにより、地域社会で受け入れられにくい」が7.7%となっています。

##### ●本市に在住している外国人は400人（2025（令和7）年10月31日現在）であり、近年増加傾向にあります。異なった文化の中で育った人々がお互いを理解し、地域社会において、共に地域を支える生活者としての多文化共生が求められています。

## 【今後の取組】

- ①ヘイトスピーチ解消法は、「本邦外出身者」に対する「不当な差別的言動は許されない」と宣言しています。国籍、人種、民族等を理由として、差別意識を助長し又は誘発する目的で行われる排他的言動は決してあってはならないものです。引き続き、文化の違いを理解し、お互いを認め合う啓発を行います。
- ②ヘイトスピーチなど差別的言動が見られる団体に対する公共施設の使用については、使用を許可をしないよう周知を行います。
- ③外国人に対する差別的書き込みが起らないよう、広報紙やホームページを通じて啓発を行います。
- ④悩みや困ったときの相談窓口がすぐにわかるように、研修会や広報などを通じて相談窓口の周知に努めます。
- ⑤A L T（※12）の交流研修を継続的に実施するとともに、外国籍の児童生徒への支援に取り組みます。
- ⑥生活習慣以外の交通マナーについても学べる機会を提供します。

## 外国人との交流や国際理解の教育

### 【現状】

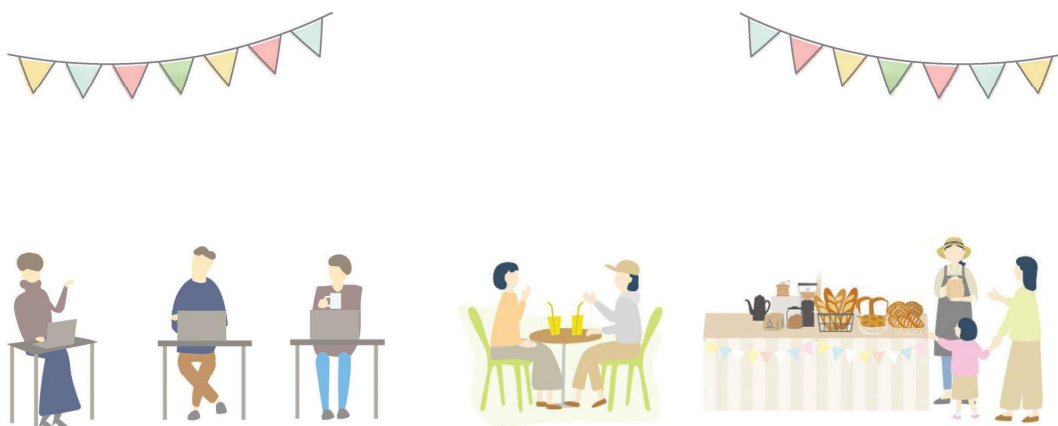
- 2024（令和6）年度に実施した人権市民意識調査では、外国人の人権を守るためにすれば良いこととして、一番多いものは、「外国人であることや、日本語ができないことに関係なく、日本人と同等のサービス（医療、福祉など）を受けられるようにする」が9.7%となっています。
- 市国際交流協会による外国人との交流を行っています。  
（日本語学習講座・パークゴルフ・春節を祝う会・春の遠足などの交流イベント）
- 東かがわ市ソフトボール交流国際親善大会としてアジア各国との国際交流を深めています。
- 市内全小学校における外国語活動コーディネーターや外国語活動支援員による国際理解教育や英語活動を実施しています。
- 外国人との国際交流会（小中学生）を実施することにより、外国文化の理解を図っています。
- 市内小中・高校の授業及び課外授業において、A L Tが英語教師の補助として授業に参加し、英語教育・国際理解教育に貢献しています。

### 【課題】

- 市国際交流協会、東かがわ市ソフトボール交流国際親善大会実行委員会の活動においてはいずれも交流対象者が限定されています。
- 交流イベントの実施にあたり、ボランティアや運営スタッフ、通訳者などの人材確保が課題です。
- 外国人と日本人、あるいは外国人同士など、文化を異にするさまざまな人々が互いに理解を深めるため、実際に人と人との交流を通じて相手や相手の文化・考え方に直接ふれることが重要であり、これらの取組を充実させる必要があります。

## 【今後の取組】

- ①外国人も参加しやすいような交流イベントなどを検討します。
- ②学校関係における人材確保のためのネットワークを構築します。
- ③ユーチューブなどを活用して英語を身近に感じられる取り組みを継続します。
- ④今後、新しい交流先や新しい交流方法も検討していきます。



(※12) A L T (外国語を母国語とする外国語指導助手をいいます。小中学校に児童・生徒の英語発音や国際理解教育の向上を目的に配置し、授業を補助しています。)

## (7) インターネットによる人権侵害

### インターネットの正しい使い方の習得

#### 【現状】

- インターネットは、情報の収集や発信、コミュニケーションの手段として利便性は大きく向上し、私たちの生活を格段に便利なものになっています。
- 近年では、スマートフォンやタブレットの普及により、大人だけでなく、子どもにもインターネットの利用がより身近で手軽なものとなっています。
- 市内小中学校の児童生徒1人1台の学習用タブレット端末が貸与されており、学校では、情報モラルのほかルールや使い方を教えています。

#### 【課題】

- インターネットは便利な反面、匿名性や情報発信の容易さから個人に対する誹謗中傷、名誉やプライバシーの侵害、差別を助長する表現の掲載など人権にかかわる問題が発生しています。
- インターネットの使い方についての知識やモラルが身につけていないと、何気ない書き込みによって相手を傷つけたり、思わぬトラブルに巻き込まれたりすることになります。
- 青少年については、インターネット利用の際の「フィルタリング」(※13) や家庭でのルール作りが課題です。
- エコーチェンバー現象(※14) やフェイクニュース(※15) による誤った思い込みから誹謗や中傷を行い、自身が加害者になる場合があります。

#### 【今後の取組】

- ①子どもだけでなく大人もインターネットの特性を知り、安全で適切なインターネットの利用について知るための学習機会の提供や啓発を行います。
- ②インターネットからの情報を受け手として鵜呑みにするのではなく、それらを主体的に・批判的に読み解く能力(メディア・リテラシー)を高めるための啓発を行います。
- ③学校での取り組みでは、G I G Aスクール構想(※16)により、I C T機器の利用頻度も増しており、教職員のスキルアップ、利用に関するガイドライン(ルール)の見直しを行います。  
また、子ども総合教育会議で生徒から提案のあった、「ゲーム・スマホ利用の東かがわ市こども3カ条」の啓発を行います。

(※13) **フィルタリング** (インターネット上のウェブページなどを一定の基準で評価判別し、危険なアクセスを選択的に排除する機能のことです。)

(※14) **エコーチェンバー現象** (インターネット掲示板などで自分と似た興味関心を持つ人々の間で情報が反響し合うことで、特定の意見や思想が強化されてしまう現象です。)

(※15) **フェイクニュース** (インターネット上で意図的に偽造・操作されたり、文脈を無視して誤解を招くように編集されたりした虚偽の情報や誤った情報をさします。)

## インターネット上の人権侵害の防止

### 【現状】

- 2024（令和6）年度に実施した人権市民意識調査では、インターネットなどによる人権侵害として、特に問題があると思われることは、「他人を誹謗中傷・信用失墜・名誉毀損等する表現や差別を助長する表現などの人権を侵害する情報を掲載すること」が33.9%で一番多く、続いて「実名や顔写真を掲載するなど個人情報が流出すること」が15.0%となっています。
- インターネットは、利便性や有益性がある一方で、情報発信の容易さや匿名性から、犯罪行為や差別的言動、プライバシーの侵害を助長する場となっています。
- 近年では、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）（※17）を使ったいじめや仲間外し、匿名による誹謗や中傷などの書き込みが行われています。
- 学校では、人権教育により情報モラルのほかルールや使い方を教えています。

### 【課題】

- インターネットは便利な反面、匿名性や情報発信の容易さから個人に対する誹謗中傷、名誉やプライバシーの侵害、差別を助長する表現の掲載など人権にかかわる問題が発生しています。

### 【今後の取組】

- ①インターネットの適切な利用や自らが発信する情報に責任を持つ姿勢を促すとともに、自分の権利を守り、相手の人権も尊重する教育・啓発に取り組みます。
- ②SNSやインターネット上での人権侵害については、関係機関等と連携を図るなど迅速な対応を行い、相談、支援に取り組みます。
- ③悩みや困ったときの相談窓口がすぐにわかるように、研修会や広報などを通じて相談窓口の周知に努めます。
- ④香川県及び県内各市町人権担当課で構成するインターネット差別事象監視班によるインターネット上の差別事象の監視、情報交換、削除依頼などの対応を継続します。今後、「情報流通プラットフォーム対処法」の強化や包括的に差別を禁止できる法整備を市長会や県、八市九町人権・同和対策連絡協議会が連携を図り、県を通じて実効性のある法律の整備を国へ要望していきます。

（※16）G I G A スクール構想（教育 I C T 環境の充実を図り、教員や児童生徒の力を最大限に引き出し、「個別最適な学び」と「協働的な学び」を実現することを目的とした取組です。文部科学省より2019（令和元）年に提唱され、全国の小・中学校、高等学校などにおいて高速大容量の通信ネットワークを整備、児童生徒1人に対して1台のコンピュータまたはタブレット端末の整備が進められてきました。）

（※17）SNS（「ソーシャル・ネットワーキング・サービス」の略で、オンライン上で人々が互いにつながり、情報を共有・発信してコミュニケーションをとるサービスです。代表的な SNS には、LINE、Facebook、X（旧 Twitter）、Instagram、TikTok などがあります。）

## (8) 性的少数者（LGBTQ+）

### 性的少数者への支援

#### 【現状】

- 2024（令和6）年度に実施した人権市民意識調査では、性的少数者の人権を守るには、「同性婚を認めるなど、国の法整備を進める」が16.8%で一番多く、続いて、「トイレや更衣室など性的少数者が生活しやすい環境の配備」が8.6%、「講演会や研修会などを開催し、正しい理解の促進に努める」が7.4%となっています。
- 性的少数者が生活しやすい社会になるよう、2021（令和3）年1月から「パートナーシップ宣誓制度（※18）」を導入しました。また、2025（令和7）年10月からは全国域で展開される「パートナーシップ制度自治体間連携ネットワーク」に加入しました。  
これにより、連携するパートナーシップ宣誓制度を導入する自治体間で転居する際に、再宣誓や独身証明書などの提出が不要となるなど、転居に伴う手続きを簡素化することで、宣誓者の負担軽減を図っています。  
さらに2026（令和8）年4月からファミリーシップ宣誓制度（※19）を追加して、対象者を拡充し、「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度」を導入します。
- 性的少数者の尊厳や社会運動を象徴するレインボーフラッグ（※20）を公共施設などに設置し、性的少数者についての理解を図っています。

#### 【課題】

- 近年、性の多様性に関する社会的な関心が高まるにつれ、認知は進んできている一方で、いまだに偏見や差別意識は残っており、性的少数者への理解を深める啓発を推進していく必要があります。
- 性的少数者に対する理解を深めるとともに、当事者が相談しやすい環境を整えることや、その心情などに配慮した対応が必要です。
- 性的少数者の方は、子どものころから自身の性的指向や性自認に気づき、悩むことが考えられます。学校、家庭において、性の多様性についての認識や理解を深める人権教育を行う必要があります。
- 性的少数者の方は、申請書などの性別欄の記入やさまざまな手続きにおける対応、公共の場でのトイレの使用、医療機関への受診などの際に悩んだり、嫌な思いをすることがあります。また、性的少数者のカップルは、男女の婚姻関係と同様のサービスが利用できないなど、さまざまな生きづらさを抱えています。

## 【今後の取組】

- ①講演会や研修会だけでなく広報紙やホームページを用い、性的少数者に対する理解を深めることで、支援の輪が広がるよう努めます。
- ②相談窓口を設け、誰もが相談しやすい環境づくりを進めます。  
また、悩みや困ったときの相談窓口がすぐにわかるように、研修会や広報などを通じて相談窓口の周知に努めます。
- ③児童生徒が利用する更衣室やトイレなどの施設面だけでなく、学用品なども含め、困難を感じる可能性があるものをその都度見直すことで、いじめの防止や悩みを持つ子どもがなくなるよう取り組みます。
- ④公共施設のうち更衣室のように男女で分かれた施設構造だけでなく、あらゆる施設整備を見直し、改善することに努めます。
- ⑤結婚祝い金や慶弔金対象者の見直しなどに自治体が行き届くだけでなく事業所へも働きかけることで、社会全体が働きやすい職場づくりができるよう努めます。

## 性的少数者を理解するための教育・啓発

### 【現状】

- 周囲の無理解や偏見から日常生活においてさまざまな困難があると同時に、周囲への相談やカミングアウトができないという問題があります。2024（令和6）年度実施の人権市民意識調査でも「性的少数者に対する理解が不足しており、誤解や偏見があることからいじめや差別などを受けている」が一番の問題点に挙げられています。
- 教職員、各種委員、市職員及び市民などに対し、講演会や意見交換会を実施し、多様性への社会的理解を広げ、性的少数者に対する理解者が増えることで偏見や差別の解消につながることをめざしています。
- 性的少数者に関するDVDや書籍を配備し、希望する施設への貸出や、しあわせ講座での映画会を実施することで、学校での人権教育や地域での人権啓発に役立てています。

### 【課題】

- パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度の導入に取り組むだけでなく、市民が制度の内容や目的をしっかりと理解し、無理解から招く差別をなくすことが課題です。
- 性的少数者の人権についても、これまでもさまざまな人権教育・啓発に取り組んできましたが、世代によって意識に差があります。今後もさまざまな関係機関とも連携して、幅広い対象に向けた啓発をより力強く実施していく必要があります。
- 自身の性的指向や性自認を他人に打ち明けた結果、本人の了解なく、第三者に暴露される行為（アウトティング）も問題となっています。

## 【今後の取組】

- ①パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度について正しく理解し、宣誓者の尊厳を傷つけることがないような社会になるよう啓発活動を図ります。
- ②講演会のような講義形式だけでなく、当事者の想いを聞き意見を交わす対話形式の研修を増やすことで、他人事から自分事として考えることのできる人が増えるよう効果的な啓発に取り組みます。
- ③教職員の性的少数者などに対する知識向上のための講演会を実施し、学校が一丸となり、児童・生徒が安心して通える環境や相談できる体制づくりに努めます。
- ④学校以外でも悩みを抱える人に対しての相談を受付ける体制を整えます。

### SOGI（ソジ）について

性的少数者についてLGBTQ+が一般的に使われていますが、最近ではSOGI（ソジ）という表現も使われてきています。SOGIは、性的指向（SexualOrientation）と性自認（GenderIdentity）の英語の頭文字をとった言葉です。この性的指向および性自認は、セクシュアルマイノリティに限らずすべての人に関わる概念であることから国際社会でも使われるようになり、日本でも2015（平成17）年頃から紹介されはじめました。

- 
- (※18) **パートナーシップ宣誓制度**（法律上の婚姻関係等とは異なり、一方又は双方が性的マイノリティである2人が、戸籍上の性別にとらわれずお互いを人生のパートナーとして、協力し合い、支え合うことを約した関係であることを宣誓し、市が公的に証明する制度です。）
  - (※19) **ファミリーシップ宣誓制度**（法律上の家族関係とは異なり、パートナーシップにある者の一方又は双方の子、父母等を家族として協力している者が、そのパートナーの双方およびそれらの者と継続的な共同生活を行っている又は行うことを約した関係であることを宣誓し、市が公的に証明する制度です。）
  - (※20) **レインボーフラッグ**（レズビアン、ゲイ、バイセクシャル、トランスジェンダー、クィア、その他の性的指向や性自認を持つ人々）の多様性と包容性を象徴する、世界中で最も広く知られているシンボルの一つです。レインボーフラッグは、6色（赤、橙、黄、緑、青、紫）で表現されています。赤はライフ、オレンジは癒やし、黄は太陽、緑は自然、青は調和、紫は精神の意味が込められていると言われています。）

## (9) その他の人権課題

私たちの社会には次のような人権課題も存在しており、このような人権課題についての正しい理解と認識を深めるよう、それぞれの状況に応じた教育・啓発に努めます。

### ① 犯罪被害者及びその家族など

犯罪被害者やその家族は、精神的・経済的に大きな苦悩を強いられますが、それだけでなく、マスメディアによる行き過ぎた取材や報道によるプライバシーの侵害、インターネット上での興味本位のうわさや心ない中傷などにより名誉が傷つけられるなどの二次的被害の問題が指摘されています。

本市では、2025（令和7）年4月に「東かがわ市犯罪被害者等支援条例」を施行し、犯罪被害者などが受けた被害の早期回復及び軽減を支援することとしています。

被害後に生じる問題に苦しめられることのないよう、正しい理解と認識を推進するとともに相談事業などの支援に努めます。

### ② 刑を終えて出所した人

刑を終えて出所した人や、その家族に対する根強い偏見や差別意識があり、出所者の社会復帰を阻む要因の一つになっていると考えられます。

再び社会の一員として円滑な生活を営むためには、本人の強い更生意欲とともに生活を共にする家族をはじめ、支える親族、職場、地域社会など周囲の人々の理解と協力による仕事や住居の確保などが必要です。

刑を終えて出所した人に対して正しい理解と認識を推進するよう努めます。

### ③ アイヌの人々

アイヌの人々は、北海道を中心に先住していた民族であり、固有の言語であるアイヌ語や、自然との共生を基本とした信仰や風俗習慣、ユーカラなどの口承文芸など独自の文化や伝統を発展させてきました。

しかし、その文化や伝統は十分な保存や伝承が図られているとはいえない状況にあります。アイヌの人々の経済状況や生活環境、教育水準などは着実に向上してきているものの、アイヌの人々が居住する地域においては、他の人々との較差がなお認められるほか、結婚・就職などにおける偏見や差別の問題が根強く存在している状況にあります。

2019（令和元）年に施行された「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」では、アイヌの人々が民族としての誇りを持って生活することができ、その誇りが尊重される社会を実現することを目的として、アイヌの人々への、アイヌであることを理由とした差別の禁止に関する基本理念や、アイヌ政策を総合的かつ継続的に実施するための支援措置などが定められています。

アイヌの人々に対する偏見や差別をなくすため、正しい理解と認識を推進するよう努めます。

#### ④ 北朝鮮当局によって拉致された被害者など

北朝鮮当局による拉致問題は、国民に対する人権侵害であり、生命と安全に関わる重大な問題です。国連でも、重大な人権侵害として深刻な懸念を表明する決議が採択されています。政府は総理大臣を本部長とする拉致問題対策本部を中心に、一体となって拉致問題解決に取り組んでいます。一方、事件を口実とした在日朝鮮人に対するヘイトスピーチや差別などが発生しないように、正しい理解と認識を推進するよう努めます。

#### ⑤ ホームレス

負債、失業や破産などの経済的理由、家族との不和などさまざまな理由や事情により、自立の意思がありながら、特定の住居を持たずに路上生活などを余儀なくされて、健康で文化的な生活を送ることができない人がいます。また、地域社会とのあつれきが生じたり、いやがらせや暴行を受けるなどの人権侵害の問題も発生しています。偏見や差別意識を解消するため、正しい理解と認識を推進するよう努めます。

#### ⑥ 震災などの災害に起因する偏見

震災などの大きな災害の発生時において、不確かな情報に基づいて他人を不当に取り扱ったり、偏見や差別を助長するような情報を発信したりするなどの行動をとることは、重大な人権侵害になり得るだけではなく、避難や復興の妨げにもなりかねません。正しい情報と冷静な判断に基づき、一人一人が思いやりの心を持った行動をとれるよう呼びかけていくことが必要です。また、災害対応時においては、男女共同参画の視点を持つことも必要です。

#### ⑦ 感染症患者・元患者、難病患者など

結核、エイズ、ウイルス性肝炎、ハンセン病などの感染症に対する正確な知識と理解が十分に普及していないことから、これらの感染者や患者及び元患者が、周囲の人たちの誤った知識や偏見などにより、職場や医療現場で差別されたり、プライバシーを侵害されたりすることが問題となっています。

結核、エイズ、ウイルス性肝炎のような慢性感染症のみならず、すべての感染症において、感染経路や予防方法などの正確な知識や理解の普及を図るための教育・啓発を推進し、感染者や患者への偏見や差別を解消することが大切です。誰もが感染症に感染することを理解し、皆で感染予防行動への意識を持ち、お互いの人権を守る社会の実現をめざします。

